

# 防災業務計画



イオン株式会社

# 目次

第1章 総則	1
1. 防災業務計画の目的	
2. 定義	
3. 基本理念	
4. 防災業務計画の運用	
第2章 一般防災業務計画	3
1. 防災体制の確立	
第3章 災害予防に関する事項	7
1. 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検	
2. 防災に関する施設及び設備の整備及び点検	
3. 相互応援の円滑な実施及び民間の団体の協力の確保	
4. 防災に関する教育	
5. 防災に関する訓練	
第4章 災害応急対策に関する事項	9
1. 被害情報等の報告	
2. 災害時における情報の収集、伝達	
3. 物資等の供給及び運送	
4. 要員の確保	
5. 都道府県の応急措置への協力	
6. 指定行政機関の長等の応急措置への協力	
7. 備蓄物資等の供給に関する相互協力	
8. 被災地の店舗への安定供給	
9. 災害時における広報	

第5章 災害復旧に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

1. 復旧計画
2. 復旧順位

第6章 大規模地震防災強化計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

1. 防災体制の確立
2. 災害予防に関する事項
3. 災害応急対策に関する事項
4. 災害復旧に関する事項

第7章 南海トラフ地震防災対策推進計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

1. 防災体制の確立
2. 災害予防に関する事項
3. 災害応急対策に関する事項
4. 災害復旧に関する事項

第7章 日本海溝・千島海溝地震防災対策推進計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

1. 防災体制の確立
2. 災害予防に関する事項
3. 災害応急対策に関する事項
4. 災害復旧に関する事項

# 第1章 総則

## 第1節 防災業務計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第39条、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第6条に基づき、災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策を定めることにより、イオン株式会社が実施する災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

## 第2節 定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

### 1. 一般防災業務計画

大規模地震防災強化計画、南海トラフ地震防災対策推進計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画を除く防災業務計画をいう。

### 2. 大規模地震防災強化計画

大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画をいう。

### 3. 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく推進計画をいう。

### 4. 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく推進計画をいう。

### 5. 災害

災害対策基本法第2条第1号に定めるものをいう。

## 6. 防災計画

防災基本計画及び防災業務計画並びに地域防災計画をいう。

## 7. 災害予防

災害対策基本法第46条第1項各号に定めるものをいう。

## 8. 指定行政機関

内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会及び防衛省をいう。

## 9. 指定地方行政機関

沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、地方測量部及び沖縄支所、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所及び地方防衛局をいう。

### 第3節 基本理念

災害対策基本法第二条の二に規定されている基本理念にのっとり、この計画及び法令に基づき、以下に掲げる業務を実施するとともに、国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるよう、都道府県又は市町村に対して協力する。また、災害発生時における物資供給という業務の公益性にかんがみ、これらの業務を通じて防災に寄与することとする。

1. 防災体制
2. 災害予防対策
3. 災害応急対策
4. 災害復旧対策

## 第4節 防災業務計画の運用

### 1. 他の計画等との関係

この計画は、グループ地震防災規定、事業継続基本計画書、店舗地震対応マニュアル、事業継続マネジメントシステム（BCMS）マニュアル等と調整を図りながら運用する。

### 2. 防災業務計画の修正

毎年、この計画に検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正する。

### 3. 防災業務計画修正の報告等

この計画を修正したときは、速やかに経済産業大臣を経由して内閣総理大臣に報告し、関係都道府県知事に通知するとともに、その要旨を公表する。

## 第2章 一般防災業務計画

### 第1節 防災体制の確立

#### 第1項 防災に関する組織の整備

災害に関する情報を迅速に伝達するため、必要な組織を整備するとともに、絶えずその改善に努めるものとする。

#### 1. 災害対策組織

- (1) グループ対策本部の組織はグループ地震防災規定にて定めることとする。
- (2) グループ対策本部の各対策委員・要員については、あらかじめ定めておくこととする。
- (3) 災害により事業所が被災した場合の災害対策活動の拠点をあらかじめ定めておくこととする。

## 第2項 災害対策組織の運営

### 1. グループ対策本部の設置

- (1) グループ地震防災規定に定める災害が発生した場合において、グループ対策本部を設置する。

### 2. グループ対策本部の組織

- (1) グループ対策本部長は、あらかじめグループ地震防災規定に定められたものとする。
- (2) グループ対策本部長は、グループ対策本部を総括し、対策本部の委員・要員を指揮監督する。
- (3) グループ対策本部に、グループ対策本部事務局長・事務局、対策本部委員・要員を置く。
- (4) グループ対策本部事務局長は、グループ対策本部事務局を指揮して対策本部の対策を迅速に機能させる。
- (5) グループ対策本部長は、当該災害の発生するおそれがなくなった場合、又は災害復旧が進行して必要がなくなった場合、当該本部を解散する。

### 3. 権限の行使

- (1) グループ対策本部が設置された場合、グループ対策活動に関する一切の業務は、グループ対策本部のもとで行う。
- (2) グループ対策本部が設置された場合、グループ対策本部長は、職制上の権限を行使して災害対策活動を行う。ただし、権限外の事項であっても緊急に実施する必要があるものについては臨機の措置をとることができる。なお、権限外の事項については行使後速やかに所定の手続きをとる。

### 4. 指示及び情報連絡の経路

グループ対策本部設置後の指示及び情報連絡は、速やかに実施し、集約結果の共有はグループ対策本部で実施する。詳細情報の連絡は業務分掌に応じて各対策チームと情報連絡を行う。

### 第3項 関係機関との協力

#### 1. 中央防災会議との協力

災害対策基本法第十一条に基づき設置された中央防災会議から、資料の提出、意見の表明その他必要な協力を求められた場合はこれに協力する。

#### 2. 地方防災会議との協力

##### (1) 都道府県防災会議

災害が発生した場合、都道府県に設置された都道府県防災会議に対し、当該災害に係る災害復旧に関し、相互間の連絡調整を図る。

##### (2) 地方防災会議等

都道府県防災会議及び市町村防災会議（地方防災会議の協議会を含む。）から、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求められた場合はこれに協力する。

#### 3. 都道府県災害対策本部との協力

(1) 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策に関し、当該都道府県災害対策本部と相互間の連絡調整を図る。

(2) 都道府県災害対策本部長から、当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するために、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求められた場合はこれに協力する。

#### 4. 市町村災害対策本部との協力

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため、市町村地域防災計画の定める事務において、必要に応じ、市町村災害対策本部との連携の確保に努める。

#### 5. 政府非常災害対策本部との協力

災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、災害対策基本法第二十四条に基づき設置される非常災害対策本部の非常災害対策本部長から指示があった場合、その必要な限度において協力する。また、資料や情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求められた場合はこれに協力する。



#### 6. 政府緊急災害対策本部との協力

災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、災害対策基本法第二十八条の二に基づき設置される緊急災害対策本部の緊急災害対策本部長から指示があった場合、その必要な限度において協力する。また、資料や情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求められた場合はこれに協力する。

#### 7. 防災関係機関との協力

警察、自衛隊等、防災関係機関とは平時から協力し、防災情報の提供、収集等相互連携体制を整備しておく。防災関係機関との情報連絡経路は、別表第2のとおりとする。

#### 8. 取引先、関連会社等との協力

イオングループ各社と各アライアンス先と協力し、物資、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備しておく。

### 第4項 物資等の供給及び運送

#### 1. 救援物資の供給

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築する。

#### 2. 物資の輸送手段の確保

平時より、緊急物資を輸送する車両が緊急通行車両として緊急交通路の円滑な通行ができるよう、警察庁が定めている要領<sup>1</sup>による緊急通行車両等事前届出制度の活用など必要な調整を行っておくものとする。都府県公安委員会による緊急交通路の指定後、速やかに、緊急通行車両等であることの確認を受け、輸送体制を確保する。

## 第3章 災害予防に関する事項

### 第1節 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検

#### 1. 災害対策用資機材等の確保

グループ対策本部及び店舗・事業所は、災害に備え、平時から復旧用資材、工具消耗品等の確保に努める。

#### 2. 災害対策用資機材等の輸送

グループ対策本部は、災害対策用資機材等の輸送計画を樹立するとともに、車両、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

#### 3. 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

#### 4. 食糧、医療、医薬品等生活必需品の備蓄

グループ対策本部及び店舗・事業所は、非常事態に備え、食糧、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保を図る。

### 第2節 防災に関する施設及び設備の整備及び点検

#### 1. 通信連絡設備

災害時の情報収集、指示、報告等のため、必要に応じて次の設備の強化、整備を図る。

- (1) 衛星通信設備
- (2) IP無線設備
- (3) TV会議システム

#### 2. 非常用電源の整備

事業所には、長時間の停電に備え、災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。なお、非常用電源の整備に当たっては、十分な燃料の確保に努める。

### 3. 災害情報システムの整備

グループの災害情報システムについては、耐震性の確保をはかるとともに重要データファイルの多重化や分散保管などのバックアップ態勢の整備をはかる。

#### 第3節 相互応援の円滑な実施及び民間の団体の協力の確保

災害応急対策又は災害復旧の実施に際し、他の者の応援を受け、又は他の者を応援することを必要とする事態に備え、相互応援に関する協定の締結、共同防災訓練の実施、その他円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援するために必要な措置を講じるよう努める。

#### 第4節 防災に関する教育

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全確保を図るとともに、迅速かつ適切に防災業務を遂行するため、災害に関する専門知識の普及等防災意識の高揚に努める。

#### 第5節 防災に関する訓練

災害対策を円滑に推進するため、適時に防災訓練を実施し、災害対応にこの計画が有効に機能することを確認する。なお、訓練実施に当たっては、実践的な内容とし、抽出された課題については、速やかに改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。

また、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

## 第4章 災害応急対策に関する事項

災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は防災計画の定めるところにより、応急措置をすみやかに実施するとともに、指定地方行政機関の長、都道府県知事等及び市町村長等の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、必要な措置を講じることとする。

また、応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、法令又は防災計画の定めるところにより、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事若しくは市町村長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができることについても留意する。

### 第1節 被害情報等の報告

#### 1. 報告の経路

報告の経路は、第2章第2節第4号のとおりとする。

### 第2節 災害時における情報の収集、伝達

#### 2. 情報の収集、報告

災害が発生した場合、グループ対策本部は、各店舗、事業所等について、以下に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、速やかにグループ対策本部長に報告する。

- (1) 被害状況（営業休止店舗を含む）及び復旧状況
- (2) 店舗への商品の配送状況及び品切れ等の状況
- (2) 避難所等への物資供給の要請状況
- (3) 復旧資材、応援、食糧等に関する事項
- (4) 従業員、消費者の被災状況
- (5) 対外対応状況（国、地方公共団体、報道機関等への対応状況）
- (6) その他災害に関する情報

#### 3. 情報の集約

グループ対策本部は、各店舗、事業所等からの被害情報等の報告、及び独自に国、地方公共団体等防災関係機関から収集した情報を集約し、総合的な被害状況の把握に努める。

### 第3節 物資等の供給及び運送

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、指定行政機関、都道府県知事又は市町村長から、物資又は資材の供給について要請があった場合、その必要な限度において協力し、被災地に供給するものとする。

ただし、緊急を要している場合であって、都道府県知事又は市町村長からの要請を待たないで、指定行政機関から必要な物資又は資材の供給について要請があった場合、その必要な限度において協力し、被災地に供給するものとする。

### 第4節 要員の確保

#### 1. 対策要員の確保

- (1) 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた要員は、気象、地震情報その他の情報に留意して備える。
- (2) グループ地震防災規定にもとづき、要員は速やかに所属する部署に参集する。なお、店舗、事業所の立地区域内において、グループ地震防災規定にもとづく地震が発生した場合、要員は、呼集を待つことなく、あらかじめ定められた基準に基づき、所属事業所に参集する。
- (3) 交通途絶等により所属する事業所に参集できない要員は、最寄りの事業所に参集し、所属する事業所に連絡のうえ、最寄りの事業所において災害対策に従事する。

#### 2. 復旧要員の相互応援態勢

グループ対策本部及び店舗・事業所は、復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、又は発生したときは応援の協力を行う。

### 第5節 都道府県の応急措置への協力

応急措置の実施、又は市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、都道府県知事から応急措置の実施の要請があった場合は協力する。

### 第6節 指定行政機関の長等の応急措置への協力

応急措置を実施するため、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長から、応急措置の実施を要請、又は指示があった場合は協力する。

## 第7節 備蓄物資等の供給に関する相互協力

### 1. 調達

グループ対策本部長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

- (1) 各アライアンス先からの調達
- (2) 店舗・事業所及びグループ会社との相互流用

### 2. 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、原則としてあらかじめ契約している各アライアンス先の車両、ヘリコプター、その他調達可能な運搬手段により行う。

## 第8節 被災地の店舗への安定供給

指定行政機関、都道府県知事又は市町村長からの物資又は資材の供給要請のほか、被災地における店舗については、一時的な需要の高まりにより品薄等の状況が発生すると考えられるため、被災地の状況やニーズ等を勘案した上で、店舗への安定供給に努める。

## 第9節 災害時における広報

### 1. 広報活動

災害の発生が予想される場合、又は発生した場合、物資不足による社会不安が予想される場合、被害状況及び復旧状況について広報を行う。

### 2. 広報の方法

広報については、ウェブ、SNS及びインターネット等を通じて行う。

## 第5章 災害復旧に関する事項

法令又は防災計画の定めるところにより、災害復旧を実施する。

### 第1節 復旧計画

1. グループ対策本部及び店舗・事業所は、各設備の被害状況を把握し、次に掲げる事項を明らかにした復旧計画をたてると同時に、グループ対策本部長に速やかに報告する。
  - (1) 復旧応援要員の必要の有無
  - (2) 復旧要員の配置状況
  - (3) 復旧資材の調達
  - (4) 店舗の復旧方法
  - (5) 復旧作業の日程
  - (6) 復旧の完了見込
  - (7) 宿泊施設、食糧等の手配
  - (8) その他必要な対策
2. グループ対策本部長は、前項の報告に基づき、グループ対策本部委員・要員に対し、復旧対策について必要な指示を行う。

### 第2節 復旧順位

グループ対策本部及び店舗・事業所の復旧計画の策定及び実施にあたっては、災害状況、各施設・設備の被害状況、被害復旧の難易度を勘案して、復旧効果の最も大きいものから行う。

## 第6章 大規模地震防災強化計画

### 第1節 防災体制の確立

#### 第1項 防災体制

第2章第1節に準ずる。

### 第2節 災害予防に関する事項

第3章に準ずる。

### 第3節 災害応急対策に関する事項

第4章に準ずる。

### 第4節 災害復旧に関する事項

第5章に準ずる。



## 第7章 南海トラフ地震防災対策推進計画

### 第1節 防災体制の確立

#### 第1項 防災体制

第2章第1節に準ずる。

### 第2節 災害予防に関する事項

第3章に準ずる。

### 第3節 災害応急対策に関する事項

#### 第1項 被害状況等の報告

第4章第1節に準ずる。

#### 第2項 災害時における情報の収集、伝達

##### 1. 情報の収集、報告

第4章第2節第1項に準ずる。

##### 2. 情報の集約

第4章第2節第2項に準ずる。

##### 3. 南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合

気象庁が南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）を発表した場合、経済産業省から関係省庁災害警戒会議の開催結果の連絡を受けるとともに、情報収集・連絡体制の確認、施設等の点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底するものとする。

### 第3項 物資等の供給及び運送

第4章第3節に準ずる。

### 第4項 要員の確保

第4章第4節に準ずる。

### 第5項 都道府県の応急措置への協力

第4章第5節に準ずる。

### 第6項 指定行政機関の長等の応急措置への協力

第4章第6節に準ずる。

### 第7項 備蓄物資等の供給に関する相互協力

第4章第7節に準ずる。

### 第8項 被災地の店舗への安定供給

第4章第8節に準ずる。

### 第9項 災害時における広報

第4章第9節に準ずる。

### 第4節 災害復旧に関する事項

第5章に準ずる。

## 第8章 日本海溝・千島海溝地震防災対策推進計画

### 第1節 防災体制の確立

#### 第1項 防災体制

第2章第1節に準ずる。

#### 第2項 災害予防に関する事項

第3章に準ずる。

#### 第3項 災害応急対策に関する事項

第4章に準ずる。

#### 第4項 災害復旧に関する事項

第5章に準ずる。

以上